

# 環境影響評価準備書に対する市長意見(審査書)及び事業者の見解

項 目	市 長 意 見	事 業 者 の 見 解
量記号の表示および記載方法について (量記号の表示)	音圧レベル、音響パワーレベル等のような量記号の表示は、JIS Z 8202「量記号・単位記号及び化学記号」に従い、統一することが望ましい。	JIS Z 8202に従い、量記号の表示を統一します。
(記載方法)	廃棄物の発生量の予測の項(準備書267ページ)でみるように、他の環境項目の予測結果等を用いる場合は、該当する部分が参照できるような記載をすることが望ましい。	該当部分が参照できるように記載します。
	引用文献の出典の記載は、雑誌については巻、号、発表年、ページ等をハンドブック、マニュアル等については発行年、記載箇所等を示して検証が可能なようはかるべきである。 また、「10)土質工学会;土質調査法、土質試験法」(準備書204ページ)のように、別々の資料を一括して記載するのも適当でないので修正することが望ましい。	参考・引用文献の記載の方法を統一します。
悪 臭 (環境保全目標)	環境保全目標は評価の基準であるため、できるかぎりわかりやすく設定すべきである。 少なくとも定量的に予測・評価を行っている臭気濃度については、具体的な数値で環境保全目標を示し、物質濃度との違いも含めて理解しやすく説明すべきである。	<p>評価書では、市民意見に対する見解と併せ、同一の見解を示している。 (市民意見の悪臭(環境保全目標)の項参照)</p> <p>五条川浄化センターでは悪臭物質(8物質)についての当面の基準値を臭気強度1.5以下、将来の目標値を臭気強度1以下としておりますが、臭気強度(複合臭気)については取り上げておりません。 本環境影響評価では、悪臭物質(8物質)と臭気強度(複合臭気)を対象として、以下のように環境保全目標を設定しております。</p> <p>悪 ... 臭気強度 2.5(敷地境界線) 臭 物 質</p> <p>臭 ... 敷地境界線における臭気濃度を15以下とし、日常生活において住民が不快な臭いを感じないようにする。</p> <p>上記環境保全目標設定の考え方は以下のとおりです。</p> <p>まず、悪臭物質については、悪臭防止法(臭気強度2.5～3.5に対応する濃度)に基づき、名古屋市告示において、市全域について臭気強度 2.5を採用しております。したがって、この規制基準値を参考にして環境保全目標を設定しました。</p> <p>しかしながら、この基準値は物質ごとの規制値であり、複合的な臭気に対しては問題が残されております。このため、臭気濃度についても上記のような環境保全目標を設定し、悪臭物質に対する保全目標を補充しております。</p> <p>臭気濃度に対する保全目標としては、「住民が日常生活において不快な臭いを感じない」ことを基本的な考えとしましたが、この目標を具体的な数値で</p>

		<p>表示することについては臭気の種類によって異なるなどの問題もあり、現在の知見では明確になっていません。</p> <p>しかし、本評価書においては東京都公害防止条例における準工業地域の規制値を参考として臭気濃度15以下と設定します。</p> <p>また、臭気濃度は官能試験(三点比較式臭袋法)で測定されるものであり、物質濃度との違いも説明します。</p>
(予 測)	<p>悪臭濃度の予測において、化学変化を生じやすいとされているメチルメルカプタンを拡散計算することは、一般的には適切でないとされているので、その予測の妥当性について説明すべきである。</p>	<p>御指摘のとおり、メチルメルカプタンは拡散計算の対象として適切でないため、予測の妥当性について評価書で説明します。</p>
	<p>悪臭物質の敷地境界濃度予測(準備書41ページ)にあたって、3本の臭突が濃度算出過程にどのようにかかわったかを明示すべきである。</p>	<p>評価書では、市民意見に対する見解と併せ、同一の見解を示している。 (市民意見の悪臭(予測)の項参照)</p> <p>処理場の計画地盤高さはT.P約 3.6m、名塚中学校の現況地盤高はT.P約 3.5mであり、本処理場の臭突高さは 20m、名塚中学校の風向、風速測定点の高さは12.5mとなっております。</p> <p>したがって、臭突頂部の高さはT.P 23.6m、名塚中学校気象測定点の高さはT.P 16.0mとなります。</p> <p>両地点は約 2.0km離れており、高度で約 7.6mの違いがありますが、名塚中学校が予定地に最も近い気象観測地点となるため、ここでの測定値を用いました。</p> <p>なお、予定地付近の地上風の代表的風速が 2m/secより大きいとしても、評価書P.63の(1)-1式、2式より着地濃度は本環境影響評価の拡散計算結果より小さくなるので問題はありません。</p> <p>また、予測計算においては、評価書P.70の図2・1・5に示すように、3本の臭突からの着地濃度の重ね合わせを行いました。</p>
	<p>メチルメルカプタン及び硫化水素の最大着地濃度と臭突からの出現距離についての予測結果(表2-1-15 準備書45ページ)は誤りがあり、かつ、結果に対する文章表現(準備書45ページ)も適確でないので修正すべきである。</p>	<p>最大着地濃度と出現距離を適確に修正します。</p>
騒 音 (予 測)	<p>音源のパワーレベルの設定にあたって、機械1メートル手前での騒音レベルをそのまま音源のパワーレベルとすること(準備書58ページ)は適切でないので、音源に応じた理論式によって音源のパワーレベルを設定すべきである。</p>	<p>使用する予測式の妥当性は、学校に隣接し、特に影響が大きいと考えられる雨水ポンプについて、守山処理場雨水ポンプディーゼルエンジンの騒音減衰傾向およびエンジン表面から1mの地点におけるオクターブ音圧レベルを測定し、その結果に基づいて検討します。</p> <p>また、同処理場ポンプ棟において残響時間を測定し、Sabine式から平均吸音率を求めます。</p> <p>さらに、雨水ポンプ以外の他の音源についても、形状から音源の形態を検討します。</p> <p>パワーレベルについては、機器表面から1m離れた地点におけるオクターブ音圧レベルを各音源式に代入して求め、予測を行います。</p>
	<p>平均吸音率については、減衰性状など不確定要素を含んだかたちで求める(準備書61ページ)のではなく、類似構造物の壁面等材料別吸音率または残響時間という直接的な方法から算出すべきである。</p>	
	<p>室内の距離減衰式(準備書54ページ)については音源となる各機械ごとにその式の妥当性を検討する必要があるが、少なくとも学校に隣接する雨水ポンプについては影響が大きいと考えられるので、予測式の妥当性について検証すべきである。</p>	

	<p>室外の距離減衰式(準備書55ページ)における「ケース2」は、室内と室外の間の壁面による遮音量を含んだものであり、室外の距離減衰式としては誤ったものであるので削除すべきである。</p>	<p>評価書では、市民意見に対する見解と併せ、同一の見解を示している。 (市民意見の騒音(予測)の項参照)</p> <p>P.83では有限面音源の距離減衰式を示しており、準備書では、C1、C2、C3の値は2通り(ここではケース1、ケース2とよんでいる)であると述べましたが、これはご指摘のとおり誤りであり、「ケース2」は削除します。</p>
<p>騒音・振動 (予 測)</p>	<p>汚泥処理棟の1階から3階にある各機械の騒音レベルの設定にあたっては、各階(各床面)の透過についてどのような考え方にもとづいたか。また、振動レベルの設定についても、その考え方の過程を明示すべきである。</p>	<p>(騒音について) 汚泥処理棟においては、1階から3階までの各階に騒音発生源が存在しているが、各階毎の外壁1mにおける騒音レベルの合成音が外壁全面から拡散していくものと仮定して予測計算を行いました。</p> <p>(振動について) 汚泥処理棟においては、1階から3階までの各階に振動発生源が存在しているが、1階に全発生源が存在しているものと仮定して予測計算を行いました。</p>
<p>水 質 (環境保全目標)</p>	<p>水質の環境影響評価の考え方として、新川全体の視点にたつことは一応うなづける。しかし、市域外の将来の汚濁負荷の推移が流動的で把握が困難な現状では、事業者の責任の範囲を可能な限り明確にした環境保全目標を設定すべきである。</p> <p>処理場の放流水質については、愛知県条例の上乗せ排出基準を事業者見解(見解書14ページ)で遵守する旨を述べているが、CODについても、水質汚濁防止法の総量規制の基準を遵守することを明らかにすべきである。</p>	<p>評価書では、市民意見に対する見解と併せ、同一の見解を示している。 (市民意見の水質(環境保全目標)の項参照)</p> <p>処理場の放流水の水質については、下水道法第8条に規定する技術上の基準(BOD 20mg/リットル、SS 70mg/リットル)、水質汚濁防止法第3条第3項に基づく上乗せ排水基準(BOD 20mg/リットル、SS 50mg/リットル)および総量規制基準(COD 30mg/リットル×110,000m<sup>3</sup>/日=3,300kg/日)を遵守するよう考えています。</p> <p>御指摘のように、新川の流域に対して、本事業区域は約5%にすぎず、市域外の将来把握は困難な状態です。このような立場に立って、環境保全目標については、可能な限り事業者の責任を明確にします。</p> <p>さらに、新川の現状水質からみて、上記基準値で常時放流するのではなく、広域的な水質改善の立場に立ち、基準値以下で放流するよう努力します。</p>
<p>(予 測)</p>	<p>新川橋における水質改善の事業者見解(見解書14ページ、「4.水質(2)」)で、その現況値と予測値をにかけているが、その前提となった市街化の内容が明確でないため、人口増、負荷量増等を記載し、予測・評価の中で明示すべきである。</p>	<p>評価書では、市民意見に対する見解と併せ、同一の見解を示している。 (市民意見の水質(予測)の項参照)</p> <p>御意見のとおり、新川は現在でも水質が悪く、環境基準を守れていない状態であり、将来市街化によって大幅に悪化すると予測されます。</p> <p>しかし、準備書にも記載してあるように、河川の水質保全は、下水道の目的の1つです。</p> <p>この新川についても水質および流域全体の環境保全のために、下水道を整備するものです。</p> <p>なお、見解書で示した下表の新川橋、冬期におけるBODの予測値は、新川流域面積の約5%の事業区域については、市街化が進んだ将来の状態とし、一方処理区域外については、市街化を想定することが困難なため、将来の人口等を現況の状態として予測したものです。</p> <p>また、この予測の前提となった市街化の内容について明示します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>現況: 29mg/リットル 将来(下水道未整備): 39mg/リットル</p> </div>

		<p>〃 (下水道整備):22mg/リットル</p>
	<p>予測に使用している各種の数式の記載、特に水質についてはくどすぎるくらいがある。 一般市民にはあまり意味のないものであり、一方専門家にはほとんどの場合自明であるので、基本式及びその条件の記載にとどめるべきである。</p>	<p>予測式については、原則として基本式とその条件程度を記載します。</p>
	<p>長期予測、短期予測で用いた汚濁拡散予測式(準備書148ページ、169ページ)において、「溶存酸素量C」「飽和容存酸素量Cs」の単位は、前者ではkg/日、後者ではmg/リットルと整合がとれていないので、換算方法を記述し、両者の関係を明らかにすべきである。</p>	<p>採用の予測式が、汚濁拡散予測式の基本式を基にして、長期予測、短期予測の各々に適した条件からその基本式の展開により得たものであることを明示することにより、長期予測式と短期予測式の両者の関係を明らかにします。</p>
	<p>DOについては、濃度による予測を行っているが、水温により飽和率が変化するので、飽和率による予測結果も示すことが望ましい。 なお、予測結果(準備書167ページ)の図中に比良新橋における現況値を記入することが望ましい。</p>	<p>飽和率による予測結果も記載します。水質値では四季のうち冬期がほぼ一番高く良い状態となっているが、飽和率では一番低く悪い状態となっています。 なお、DOの予測結果の図中に比良新橋の現況値を明示します。</p>
(評価と環境保全対策)	<p>四季変化等詳細な調査、予測を行っているので、これらのデータを今後有効に生かしていくことが望ましい。</p>	<p>本調査で得たデータは、処理場の稼働後についても、あるいは新川に関する他調査にも有効に生かしていくつもりであります。</p>
地盤沈下(予測)	<p>液性限界から「初期間ゲキ比<math>e_0</math>」を求めること(表7.5.2、注、準備書194ページ)は土質工学的には適当でないので、実際の土質状況に近い単位体積質量から求めるべきである。</p>	<p>山田焼却場土質調査報告書に基づき設定した単位体積重量、含水比などから初期間ゲキ比を求めることにします。</p>
	<p>「土留、支保工の破壊に基づく変形は、設計ミス、施工エラーにより発生可能性がある。」等(準備書200ページ)の表現は、本来絶対生じてはならないことが実際起こるように住民に解釈されやすいので削除すべきである。</p>	<p>御指摘のとおり削除します。</p>
治水(予測)	<p>雨水の流入量は処理区域における治水対策の重要な指標であるので、計画流入量<math>20m^3/S</math>(準備書225ページ)の算出根拠について記述しておくのが望ましい。</p>	<p>計画流入量は合理式で算出しておりますが、算出根拠を明示します。</p>
(環境保全対策・その他)	<p>治水の予測、評価は、事業範囲外に係る内容を含んでいる。 これらに関する記述は、不確定要素が多く予測が困難ということもあるが、具体性に欠け不十分である。 したがって、本事業と新川流域総合治水対策(準備書227ページ)及び名古屋市総合排水計画(準備書224ページ)の整合について、内容を可能な限り具体的に記載するとともに、これに係る事業者独自の対策も示すべきである。</p>	<p>評価書では、市民意見に対する見解と併せ、同一の見解を示している。 (市民意見の治水(環境保全対策)の項参照)</p> <p>排水計画を立案するにあたっては、河川管理者と協議を進めてまいりますが、新川は昭和54年度より、国の総合治水対策特定河川事業の実施河川に採択されており、国の補助事業として河川改修事業が実施されております。この流域整備計画は、県等を含む流域内関連市町村で構成される新川流域総合治水対策協議会の中で検討されております。 新川流域総合治水対策協議会は昭和57年2月その整備計画の概要を示しましたが、その内容は下記のとおりです。</p> <p>整備計画は、庄内川北部流域を含む新川下流低</p>

		<p>地地区対策として、50mm/h降雨に対応した内水排除計画を促進するとともに必要な河川整備を行うとしながらも、内水ポンプ運転調整あるいは雨水流出抑制策として可能な限り必要な措置を講ずるものとしています。</p> <p>このようなことから、当局としては新川流域総合治水対策協議会の中で雨水流出抑制策などの施策を行っていく考えです。</p>
電波障害 (現況調査)	「電界強度と画質評価の調査」(表2・8・4準備書231ページ)の中のゴースト障害については、受信機の条件にかかわらず評価のできる遅延時間で示すべきである。	遅延時間(μ秒)で表します。
(予測条件の設定)	ビル陰障害の予測条件の中で、UHFにおける許容しゃへい損失値(SL)の設定(準備書234ページ)については、その根拠が明確でないので、明らかにすべきである。	御指摘のように、UHFの許容しゃへい損失値(SL)の設定根拠が明らかになっておりませんでしたので、明示します。
日照障害 (予測)	日照障害の予測は単体日影についてのみ行っている(準備書241ページ)が、複数の建物が同一敷地内にある場合には、建物相互の影響を考慮した複合日影で予測すべきである。	準備書においても、複数の建物による日影部分について考慮していますが、予測手法が適切でないため、コンピューターと日影定規の両方によ予測する方法に改めます。
緑地 (環境保全対策)	緑化にあたって、平面的には敷地面積の約21%余りの樹冠垂直投影面積(準備書250ページ)を確保し、「地域の緑の環境を良好にすることができる。」(準備書251ページ)と評価しているが、視覚的にも緑豊かなものとするため緑視率を考慮した植栽をすべきである。	緑化にあたっては、常緑高木を中心として、地域住民からの緑視率を考慮した植栽を行うようにします。
地域分断 (評価と環境保全対策)	処理場の建設に伴う動線の変化の評価(準備書265ページ)については、迂回距離の延長も示して評価することが望ましい。	処理場の建設に伴う迂回距離を明示します。